

一議長(中西虎蔵君) これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おはりのいたします。議案第七号は建設委員会に付託し、詳細な審議を願うことになつたと思ひます。このいふ異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めさう決定いたしました。なお委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(中西虎蔵君) 日程第二十昭和四十年年度福生町水道事業会計決算認定について議案第七号を議題に供します。朗読を省略してただちに理事者から提案

理由の説明を求めます。

(収入役秋山誠一君登壇)

一収入役(秋山誠一君) 昭和四十年年度福生町水道事業会計の決算について説明申しあゆます。まづ一頁の収

益的収入及び支出で、これは建設費を除きした経常費を総括したものでござります。第一款の

水道事業収益といたしまして五千五百三十三万五千四百の予算に対して決算額が五千四百三十七万八千七

十五円となつております。総括的には九十五万四千九

百二十五円ほど足りないのをご存じますか。第一項の営業収益は主として水道料金でござります。これは予算より少く入つてきております。第二項の常

業外収益というのは、委託工事の収益を見込ため

けり。工事の少なかつた関係で予算より百七十
一万六千円ほど収支が少なくなつております。つぎに
支出の関係でございますが、水道事業費用の予算
額が五千三百七十五万五千円で、決算としては四千七百
七十七万四千四百六十九円であつたわけでありまして、結果
的には五百九十八万八千四百六十九円の不用額が出ておりますが、
第一項の営業費用というのは減価償却を含めた一般的
な経費の総額でございます。それから第二項の常
業外費用と申しますのは起債の利息であるとか、
あるいは前に申しました受託工事の費用、そういう
ものが入つてござります。受託工事の少なかつた
関係からこの予算もかなり残つております。予備
費の支出はござりませんで、全体で五百九十八万八千

この不用額となつておるわけでありまして、そういう
しまして収入から支出を差引きますと残りが六百
六十五万六千五百十五円となつております。これは四
十年度における純利益でございます。資本的収入
及び支出は一般経常費と違ひまして、主として建設
関係等のものでございます。第一級の資本的収入とし
て五千九十八千円入つてきております。これは起債が
五千万円、また電話公債の売却代として九十八千円
となつております。つぎに支出の関係でございますが、
第一級の資本的支出の予算におきまして、六百八十三
八万六千円のところ、決算支出といたしまして六百五
百六十九万七千三百五十五円となつております。予算
に比較したりますと、三百七十一万八千六百八十七円の不用



赤字削除

額が生じております。第一項の建設改良費については、
 六千三百九十七万五千二百五十五円の支払となつており、これは
 事業報告に詳しく出ておりますので、主に用地の買
 収とか、区画整理事業に申しあげましたように、第
 九水源の用地を四百坪、第三淨水場の用地千四百六十
 坪を購入したてております。又第九水源と第十水
 源とをくみあわせております。これは千三百万円ほど
 支払つております。それから福生郷公園の上にあり
 ます、第二淨水場の配水地を大きくするたりの築造
 工事の施行されております。なお、この水を四ヶ口備
 えつけることになつておるわけです。その他、導
 水管の埋設とか、区画整理地区内の配水管埋設等をや
 つております。これらの総額が六千三百九十七万五千



円となつております。第二項の企業債償還金とい
 うのは起債の元金を返してある分でございます。こ
 れが二千六百十九万二千三百八十八円、つぎの予備費の支
 払はござりませんで、収入の不足額千五百五十六万九千百
 十三円は当年度損益勘定留保資金の八百五十三万三千
 七百八十九円、それから建設改良積立金の十九万九千
 九百七十一円、及び繰越利益剰余金処分額六百八十三万
 五千三百五十三円をもって補てんした次第でございます。
 ます。これは決算といつたしまして、総括的にとりまと
 めたものでござります。この数字があるまでの損益
 計算書が四頁以下に出ており、営業収益から営業
 費用を差し引きますと、営業利益が千三百八十三万六千
 二百四十九円、営業外費用を差し引きますと、最後に

残りのみ当年度の純利益金 百五十万五千五百十五
円ということになりました。 つぎに貸借対照表で、資
産の部のうち有形固定資産の総額が二億二千五百七
十九万五千九百六十九円ということに相なっております。
流動資産としては現金預金が一億三千九万一千三百六十
円、それから未収金が三千四百六十六万一千三百十三円、
のた卸の総計四百二十万八千八百八十五円、こうした流
動資産を加えますと資産合計として二億四千六百
十五万二千六百八十四円という数字になるわけでございます。
ます。 これに対して負債の部を申しあげます。
と未払金、これはいろいろ材料を買い、また未払いに
なつていた分でございます。 未払費用というのは内部
の超過勤務手当や旅費等の未処分になつていたもの

でございます。 預り金というのは指定工事店の補助

金でありましてこの時はお店舗分を預っております。
負債の合計が二億九千二万四千七百七十九円ということになつ
ております。 つぎの資本の部で、資本金を自己資本

金と借入資本金に別け、自己資本金というのは水
道事業の当初からの蓄積でござつた数字になつ
ておるわけで、三十七年度にこの会計を企業会計に
切り替えた時の自己資本金、それから剰余金の差
引き等の金額でございます。 借入資本金の企

業債というのは政府その他から借入れております。
超債の総額でございます。 他会計繰入金という
のは一般会計と水道の加入者組合から繰入れたと
いうもので、以上の資本金の合計は二億一千四百六

万二千二百九十九円とっております。つぎに剰余金の関係でございますが受贈財産評価額というのの配管等ももらった場合に、それを評価した金額でございます。工事買掛金は工事のためのもので、これを合せて資本剰余金合計として八百八十九千円ほどになっております。利益剰余金におきましては減債積立金として百万円を積立てあります。それから当年度純利益をプラスしたもので千四百五十七万六千六百三十九円、総額におきまして剰余金の合計が二千三百六十九万三千三百七十九円、資本関係を含め合計いたしますと二億四千五百三十九万八千四百円となり、資産合計と一致するわけでございます。減債積立金におきまして四十万円でござります。

円計百万円、建設改良積立金は百五十万円を処分いたしたものでござりません。積立金の合計が百万円、それから未処分利益剰余金として、前年度の未処分利益剰余金が一千七万三千二百一円、それから前年度利益剰余金の処分額は減債積立金におき万円で、建設改良積立金が百五十万円あります。百五十万円、差し引きいたしますと七百九十七万六千三百一円という金額が年度末における残高でございます。それに当年度の純利益が百六十九万五千六百五十五円を加えますと、当年度末の未処分利益剰余金が千四百五十七万六千六百三十九円となるわけがあります。それから資本剰余金の部、受贈財産評価額は合計八十九万九千三百四十円、工事買掛金と

して前年度のみの七百三十八万四百日を加えますと、八百八十九万七百日四十分というり、翌年度繰越利益剰余金ということになっております。つぎに剰余金処分計算書が出ておりますが、前に申しあげました千四百五十七万六千六百三十九円の剰余金の関係でござりまするが、減債積立金として八十万円、建設改良積立金として千二百万円を積立るということになりまうと、残りが百七十七万六千六百三十九円、このが翌年度に繰越さへる利益剰余金といたすことになつたわけでございます。以上甚だ簡単に説明申しあげたわけですが、末尾の方に明細書等がありまうので十分ご検討、ご調査いたしまして、ご決定くださるようお願いし申しあげまして説明を終らせていただきます。

議長（中西虎蔵君）　これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）　これにて質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第七十六号は厚生委員会に付託し詳細な審議を願うことについていたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）　ご異議なしと認めさう決定いたしました。なお本委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

議長（中西虎蔵君）　おはかりいたします。日程第三十一及び第三十二については関連がありますので一括議題

に供して頂と思ひます。此の内に、異議ありませんか。
(異議なし)と呼称者あり。

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めさう決定いたして
ました。

議長(中西虎蔵君) 日程第二十一福生町表彰条例に基
づく自治表彰について議案第七十七号。 日程第二
十二福生町表彰条例に基づく一般表彰について議案
第七十八号を議題に供します。 事務局をして議案
の朗読をいたさせます。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求
めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) たいへい。一括上程となりました議案第七
十七号と七十八号の両案につきまして説明申しあげた
いと存じます。 本自治表彰についてごさいます。か
去る十月七日表彰審査委員会を開催いたしまして、
副議長に当日議長職を煩わしめて、表彰条例

第七十条の規定に基づく一般自治功労者に功労章
を送る問題についても、もちろんのこと、福生町表彰
条例第七十条の規定により、一般表彰につきま
しても慎重にご検討をいたさずして、本案は町長
の名において定例会にご提案申し上げ、議会の同
意を求むべき問題ということ、町長への答申として
は、さう踏切ったものでござります。 すなわち議案第七
十七号、ごさいます。か、飯野富太郎氏、高橋佐伸氏、乙津光

造氏、村野盛一氏、並木秀氏、その他も当町の表彰条例の規定に該当するが正派の方々でございまして、本来のとおりご同意いたすべき、十一月十日の町制施行記念日に表彰申しおたたいと承えてある次第でございまして、はなはだ羨望するところであるが、医療法人大聖病院並にボーイスカウト西多摩団第一団は表彰条例の第三条第四項にこの兩者は該当するものでございまして、いふのも表彰に値するものとしてここに提案申しあげ、ご同意をお願いするものであります。はなはだ畜産振興会並に高橋興十氏の件は町に對して外類の金品をご寄贈いたさされたので、この業績に對して表彰申しおたたむべきでございまして、よろしくご審議のほどをお願い申しおける次第でございまして。

一議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

一十番(高橋千春君)

村野氏と飯野氏の議員を四年やり、農

業委員もやっているが、並木氏は教育委員を五年や

つていて議員を四年で換算年月が五年というふうに

なっているがこれはどういうわけか。

一主査(大野忠一君)

農業委員の場合、五教育委員に換

算した場合、一五というところ、一年の差がある

わけでございます。

一十番(高橋千春君)

並木氏が昭和三十年から四年間議員で

換算が五年というのはおかしいではないか。

一主査(大野忠一君)

教育委員は十年で自給功労者に換

算して、農業委員の方十二年ということに換算

率の違つておるわけでございます。

「了解」と呼称者あり

一議長(中西虎蔵君) このへに質疑を総結いたれます。

おはかりいたれます。 大抵の議題となつておりま

す。議案第七十七号はこのへに同意することゝ異議
ありません。

「異議なし」と呼称者あり

一議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。 よつて議案第

七十七号はこのへに同意することと決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) つぎに議案第七十八号はこのへに同意す
ることゝ異議ありませんか。

「異議なし」と呼称者あり

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。 よつて議案

第七十八号はこのへに同意することと決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 日程第二十五、五、五日市線復線化並ひに

東京乗入の促進に関する請願書、請願第七号を

議題に供します。 事務局長をして請願書の朗読

をいたさせます。

(島田議会議務局長朗読) 省略

一議長(中西虎蔵君) 紹介議員川辺議員から本主旨の説

明を求めます。

(十五番川辺忠蔵君登壇)

一十五番(川辺忠蔵君) 指名がござりましたので簡単に

紹介議員を代表して説明をさせていただきます。

大抵の局長を通じて朗読がありましておりま

あります。これを促進すべき地方の熱意にうたい

もつとあると私も紹介議員の努力をとつた次

第ふぶります。何とぞ請願の意を汲み、
議会といたとしても審議あらんこととお願ひ
申しあげまして、簡単であります。紹介の説明を
終らせたいです。

一議長(中西虎蔵君) このより紹介議員の説明に対する復
疑を行います。

(異議なしと呼称あり)

一議長(中西虎蔵君) このより復疑を終結いたします。
なお本件については委員会に付託を省略し、即決した
と思います。

おはかりいたします。請願第百号は採択いたしたい
と思ひます。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼称あり)

一議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。さうして請願

第百号は採択と決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 日程第二十回東京都玉川上水路保存の
ため文化財保護法による史跡指定陳情書、陳情第百
号も議題に供します。事務局長をして陳情書
の朗読をいたさせます。

(島田議会議務局長朗読) 省略

一議長(中西虎蔵君) このより陳情書について意見があ
りましたらどうぞ。

(異議なしと呼称あり)

一議長(中西虎蔵君) このより意見を終結いたします。
なお本件については委員会付託を省略して即決いたし
ます。